

第1四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	咲洲ペDESTリアンデッキ(コスモスクエア駅東口)外1箇所昇降機保守点検業務委託	エレベータ設備	三精テクノロジーズ株式会社	¥1,510,300	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	咲洲ペDESTリアンデッキ(トレードセンター前駅)外1箇所昇降機保守点検業務委託	エレベータ設備	東芝エレベータ株式会社	¥3,746,160	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和5年度南港L岸壁及び天保山岸壁における船舶給水業務委託(単価契約)(その2)	その他	有限会社コスモ商運	¥ 200 ¥ 400	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	令和5年度大阪港船舶安全支援業務委託	その他	株式会社東洋信号通信社	¥205,194,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和5年度夢洲コンテナ車両誘導警備業務委託	その他警備	ウオーターフロントサービス株式会社	¥8,040,450	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
6	大阪南港ポートタウン管理センター維持管理・運営業務委託 長期継続	受付(庁舎・施設)	大阪港振興株式会社	¥55,044,799	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南港ポートタウン管理センターは、本市と大阪港振興株式会社の区分所有建物であり、同センターの維持管理・運営業務を大阪港振興株式会社に委託し、一体的に維持管理・運営することが最も効率的かつ経済的であるため	-
7	令和5年度大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託	システム運用・保守	株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西	¥3,515,091	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	インボイス制度対応に伴う大阪市準公営企業財務会計システム改修業務委託	システム運用・保守	株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西	¥2,900,700	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
9	大阪市準公営企業財務会計システム再構築に係る調達・導入・開発支援業務委託	システム企画・開発	有限責任監査法人トーマツ	¥32,670,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
10	令和5年度港湾監視カメラシステム機器保守点検業務委託	電気設備	パナソニックコネクト株式会社	¥7,719,470	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
11	船舶動静・使用料管理・運航調整システム運用保守サポート業務委託	その他情報処理	三井E&Sシステム技研株式会社	¥7,098,960	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
12	船舶動静情報信号施設機器保守点検業務委託 長期継続	信号設備	ミナモト通信株式会社	¥2,035,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

第1四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
13	大阪港湾局船舶動静・施設使用料管理・運航調整システムの再構築支援業務委託	システム企画・開発	クリアソリューションズ株式会社	¥12,243,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
14	咲洲国際船客上屋外3箇所昇降機保守点検業務委託	エレベータ設備	株式会社日立ビルシステム	¥15,166,800	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
15	安治川11号上屋外5箇所電気設備保守点検その他業務委託	電気設備	株式会社東洋埠頭青果センター	¥8,965,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
16	大阪港防潮扉集中監視設備保守点検業務委託	その他通信設備	横河ソリューションサービス株式会社	¥10,890,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
17	大阪港防潮扉遠隔制御設備保守点検業務委託	その他通信設備	日本エレクトロニツクシステムズ株式会社	¥880,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
18	令和5年度 設計積算システム運用保守業務委託	システム運用・保守	東芝デジタルソリューションズ株式会社	¥22,880,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
19	令和5年度 工事台帳管理システム保守業務委託	システム運用・保守	株式会社インテック	¥1,921,700	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
20	夢咲トンネル維持管理業務委託 長期継続	道路トンネル附帯設備	阪神高速グループ連合体 代表者 阪神高速道路株式会社	¥654,720,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪港咲洲トンネルの指定管理者を公募する際の条件として、大阪港咲洲トンネルと夢咲トンネルを一元的に監視制御することとなっており、大阪港咲洲トンネルの指定管理者であるため	-
21	令和5年度大阪湾クルーズ貸切船運航(その1)	海上輸送	株式会社名門大洋フェリー	¥2,750,000	R5.6.8	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
22	令和5年度大阪湾クルーズ貸切船運航(その2)	海上輸送	阪九フェリー株式会社	¥2,420,000	R5.6.2	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
23	令和5年度 此花区夢洲中1丁目ほか 不動産登記業務委託	土地家屋調査	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	¥44,903,437	R5.6.7	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲ペデストリアンデッキ（コスモスクエア駅東口）外1箇所昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジー株式会社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、咲洲ペデストリアンデッキ（コスモスクエア駅東口）外1箇所に設置されている昇降機について、建築基準法第8条（建築設備の維持保全）の規定により、昇降機の機能を継続的に維持確保するために行うものである。

当該昇降機は、多くの市民が利用する昇降機であり、昇降機の閉じ込めトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが不可欠であるが、不具合等不測による重大な事態が生じた場合には、利用者の安全を守るために安全装置が作動して自動停止を行い、かご内で外部救出を待つこととなっている。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、当該設備を納入した上記業者でなければ知り得ない技術情報等が必要である。

また、昇降機の日々の安定作動には継続的なデータ収集と長期的な交換サイクルの立案が必要であると同時に、万一の緊急事故・故障時に即時的な部品交換を求められる設備であることから、請負業者は設備内容を熟知し、補修部品の手配、取替等が速やかに対応できることが必要である。

上記業者は、現在に至るまで同設備の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っていることから、安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることが出来るとともに、故障部位特定後の部品手配や取替等が速やかに対応できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲ペDESTリアンデッキ（トレードセンター前駅）外1箇所昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、咲洲ペDESTリアンデッキ（トレードセンター前駅）外1箇所に設置されている昇降機について、建築基準法 第8条（建築設備の維持保全）の規定により、昇降機の機能を継続的に維持確保するために行うものである。

当該昇降機は、多くの市民が利用する昇降機であり、昇降機の閉じ込めトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが不可欠であるが、不具合等不測による重大な事態が生じた場合には、利用者の安全を守るために安全装置が作動して自動停止を行い、かご内で外部救出を待つこととなっている。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、当該設備を納入した上記業者でなければ知り得ない技術情報等が必要である。

また、本昇降機の日々の安定作動には継続的なデータ収集と長期的な交換サイクルの立案が必要であると同時に、万一の緊急事故・故障時に即時的な部品交換を求められる設備であることから、請負業者は設備内容を熟知し、補修部品の手配、取替等が速やかに対応できることが必要である。

上記業者は、現在に至るまで同設備の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っていることから、安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることが出来るとともに、故障部位特定後の部品手配や取替等が速やかに対応できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度南港 L 岸壁及び天保山岸壁における船舶給水業務委託(単価契約)(その2)

2 契約の相手方

有限会社コスモ商運

3 随意契約理由

本業務は、受注者が南港 L 岸壁及び天保山岸壁において、本市が設置した船舶給水施設及び本市から受注者に貸与した給水器具を用いて、当該岸壁に係留する船舶に給水業務を行うものである。

給水業務は、受注者が船舶乗組員あるいは船舶代理店から給水申請を電話・メール・FAX等により受付した後、船舶の離岸までに実施することとなる。そのためには、給水申請の受付体制及び常時給水業務に従事できる作業員の確保が必要となるが、給水申請は定期的に発生するわけではなく、給水業務のためだけに作業員を確保することは非効率的であるため、船舶の離着岸に必要な綱取りの作業員が給水作業を実施することが最も効率がよく、過去に本市直営で給水していたときも綱取りに従事する職員が給水作業を実施していた。

本業務は平成24年度より一般競争入札により業者決定してきたが、これまで上記業者以外の入札参加はない。また、大阪港において綱取り作業を実施する事業者は他に1社あるが、綱取りの作業員であったとしても人員を常時確保することが困難であり、受注は困難との回答が得られたため、本業務を実施することができるのは上記業者のみである。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港船舶安全支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社東洋信号通信社

3 随意契約理由

大阪港船舶安全支援業務は、大阪港へ入出港する船舶及び工事等の作業に伴う全ての船舶の航行安全を確保するため、「船舶運航支援業務」、「運航調整業務」及び「航行安全情報提供業務」を一体として実施する業務である。

「船舶運航支援業務」は、大阪港港湾施設の管理運営を効率的かつ円滑に遂行するために、大阪港における入出港船舶の動静等の情報を把握し、大阪港に入出港する船舶に対し、国際 VHF 無線電話等を使用して、入出港スケジュール、他船行き会い情報、その他の必要情報を提供する業務である。「運航調整業務」は、平成 13 年から始まった新島建設工事に伴い、大関門付近等での行き会いを防止するため、必要に応じ運航時刻の調整を行う業務である。「航行安全情報提供業務」は、利用者に対して大阪港内における工事情報の周知・広報を行う業務である。

これらの業務は、平成 24 年度までは、それぞれ別個に実施してきたものであるが、平成 25 年度からは、各業務を相互に連携させて情報提供を一元化させることにより、正確な情報を迅速に提供するとともに事業費を削減することができるよう、一体の業務として実施している。

本業務を遂行するためには、365 日 24 時間体制で情報の窓口を確保する必要があるとともに、船舶の動静を正確に把握した上で、入出港予定時刻の変更等に対して的確かつ迅速に連絡調整を行うことができる能力を有することが必要である。

上記事業者は、国内主要港において独自のシステムを構築しているため、大阪港及び大阪港以外の国内主要港における船舶の動静を 365 日 24 時間体制で

網羅的に把握することが可能であり、前港・次港等からの情報を含めた正確な情報にもとづいて大阪港内を航行する船舶等に的確かつ迅速な連絡調整を行う能力を有する事業者である。国内主要港 27 港においても、上記事業者がポートラジオ業務を受託しているところであり、大阪港においても、平成 25 年度から令和 3 年度まで 9 年間事後審査型制限付一般競争入札を行っているが、すべて 1 者のみの入札となっている。

こうしたことから、上記事業者は、大阪港において当該事業を実施することができる唯一の事業者であるため、当該事業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（船席指定）

随意契約理由書

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

令和5年度 夢洲コンテナ車両誘導警備業務委託

2 契約の相手方

ウオーターフロントサービス株式会社

3 随意契約理由

夢洲域内インフラ工事（建設局発注）に伴う交通規制により、夢洲コンテナターミナルへ来場するコンテナ車両が通行する一部道路が通行できなくなることから、コンテナ車両の円滑な通行を確保するための誘導を行うため、令和5年3月31日まで警備員を配置することとしているが、4月1日以降も引き続き交通規制が継続され、さらに、令和5年10月からは、新たに整備するコンテナ車両待機場所の運用を開始する予定であり、これらに伴うコンテナ車両の誘導警備を行う必要があるため、本業務において警備員を配置するものである。

コンテナ車両の交通誘導にあたっては、車種（実入コンテナ搬入車両、空コンテナ搬入車両）及びコンテナの外装に記載のある船会社名等からコンテナ車両がどのコンテナターミナルへ向かうものであるか判断できる知識を有し、ドライバーに安全かつ正確な交通誘導指示を行わなければならない、さらに、コンテナターミナル側の警備員及びゲート作業員等と連携し、リアルタイムに情報連絡を行い車列が輻輳しないよう安全かつ正確に交通誘導指示を出す必要があり、情報伝達の齟齬や輻輳が生じないよう情報系統を最小限に構成しなければならない。

よって、このような知識や情報、警備員およびゲート作業員との情報共有は、コンテナ車両を安全かつ正確に交通誘導するには必要不可欠であるため、夢洲のターミナルオペレーターである夢洲コンテナターミナル株式会社から委託され、交通誘導を実施している上記業者が履行することのできる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

随意契約理由書

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

大阪南港ポートタウン管理センター維持管理・運営業務委託 長期継続

2 契約の相手方

大阪港振興株式会社

3 随意契約理由

南港ポートタウン管理センター(以下：同施設)は、南港ポートタウン構想における中心地区センター計画に基づき、南港ポートタウン居住者の日常生活に利便性を与えコミュニティの形成に役立つ施設として、本市と大阪港振興株式会社（以下：同社）が建設した区分所有建物である。

本市専有部分には、地域住民の生活に必要な不可欠な、郵便局や区役所サービスコーナーのほか、地域住民の利用に供するための集会室を設置し、地域住民に必要な施設を提供してきている。

本案件は、同施設の維持管理・運営を委託するものであり、本市は、昭和51年7月22日付けで締結した「管理センター建設に関する協定書」に基づき、施設の総合的管理を図る観点から、昭和52年度から同社に本市専有部分も一括して維持管理・運営を行わせてきた。これは、同施設において廊下・トイレ等共用部分の占める割合が高く、主要な設備については共有となっている建物であることから、本市専有分のみを分割して維持管理することが物理的に困難なためである。

また、同社専有部分及び併設の同社所有建物には、利便施設であるショッピングセンターや銀行などが設置され、同施設と一体で地域住民の生活基盤として利用されている。ショッピングセンターを合わせた延床面積に対する本市の占有率は12%程度であり、同社が同施設及び併設の同社所有建物を総合的に維持管理・運営することで最も効率的かつ住民利用の実態に即した運営ができる。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 事業戦略課

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

大阪市準公営企業財務会計システムは、中央卸売市場・建設局・大阪港湾局の準公営企業財務会計における事務を円滑に行うために導入し、3局の協議をもって運用・保守を行っている。

本業務については、当該システムを円滑に運用するにあたり、システム機能を適切に維持し、安定かつ円滑な稼働環境を保持するために、保守および動作の不具合の解消等を行うものである。

当該システムの保守業務委託については、現在株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西と契約を結んでおり、令和5年3月31日に契約期間が満了となるが、令和5年度も継続して使用するため、引き続き保守契約を結ぶ必要がある。

また当該システムは、開発業者である同社のパッケージソフトがベースとなっていることから、ソースコードの知的財産権は同社が所有しており、また、その公開もしておらず、他業者が不具合の修正を行うことができないため、同社でしか本業務を履行できない。

以上の理由により、同社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項2号

5 担当部署

大阪港湾局 総務部 経営改革課（港営事業会計）

随意契約理由書

1 案件名称

インボイス制度対応に伴う大阪市準公営企業財務会計システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

大阪市準公営企業財務会計システムは、中央卸売市場・建設局・大阪港湾局の準公営企業財務会計における事務を円滑に行うために導入し、3局の協議をもって運用・保守を行っている。

本業務については、令和5年10月から開始するインボイス制度の対応にあたり、業務上必要な機能を追加する等のシステム改修を行うものである。

当該システムは、開発業者である同社のパッケージソフトがベースとなっていることから、ソースコードの知的財産権は同社が所有しており、また、その公開もしておらず、他業者が当該システム改修を行うことができないため、同社でしか本業務を履行できない。

以上の理由により、同社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項2号

5 担当部署

大阪港湾局 総務部 経営改革課（港営事業会計）

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

準公営企業財務会計システム再構築に係るベンダ選定・開発・工程管理支援業務委託

2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ

3 随意契約理由

現行の準公営企業財務会計システム（以下「現行システム」という。）は、平成 24 年度から運用しており、建設局（下水道事業会計）・大阪港湾局（港営事業会計）・中央卸売市場（中央卸売市場事業会計）の 3 部局で使用している。

現行システム導入後 15 年が経過する令和 9 年に現行サーバ（Windows Server 2016）のサポートが終了し、それに伴い現行システムの保守も終了するため、令和 8 年度当初の稼働開始に向けて、システム全体の再構築（次期システムの構築）を行う必要がある。

令和 4 年度においては、「準公営企業財務会計システム再構築調達仕様書策定等支援業務委託」として、再構築を円滑に推進するため、現行システムの構成、機能等の課題及び改善策の検討に加え、次期システム調達のための要件定義書の作成等、情報システムに関する高度で専門的な知識を持った上記事業者（入札により業者決定）から仕様書の作成支援等調達に係る的確な支援の提供を受けてきた。

令和 5 年度以降については、総合評価落札方式一般競争入札により提案書の評価を行い、落札事業者を決定し、開発工程に入っていくこととなる。調達フェーズにおいては、事業者からの質問に対する回答書の作成支援や、提出された企画提案書等の内容の精査、比較資料等の作成支援、また開発フェーズにおいても本市が検討したシステム要件とシステム開発事業者が提案するシステム要件のギャップへの対応方針に関する助言をはじめ、プロジェクトの進捗管理や課題解決策の検討に対する助言等、引き続き再構築に係る支援の提供を受ける必要がある。

この支援業務は令和 4 年度に実施した支援業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合は責任の所在が不明確になるなど再構築プロジェクトに支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 総務部 経営改革課（港営事業会計）

随意契約理由書

1 案件名称

港湾監視カメラシステム機器保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

パナソニックコネクト株式会社

3 随意契約理由

本業務は、港湾監視カメラシステム機器の定期的な保守点検及び障害発生時の対応を行うものである。

平成13年からの新島建設工事に伴い船舶の航行環境が悪化することから、工事の実施主体である大阪市（港湾管理者）が船舶向けの信号施設を用いて情報提供すること、また、船舶の運航調整を行うこと等により船舶の航行安全の確保を行うことが、大阪港新島建設等工事中航行安全対策委員会において決定した。この安全対策の中で当機器は、船舶向けに確実な情報提供を図るための港内の船舶動静の監視を主たる設置目的としており、港湾管理者として港内を航行する船舶の安全を確保するため、必要不可欠な機器である。なお、信号施設の操作や当機器の操作を行う「大阪咲洲船舶通航信号所」は航路標識法に基づき、海上保安庁の許可を得て設置、運用しており、その運用による影響が船舶交通の安全に障害を生じさせるおそれもあることから、航路標識（大阪咲洲船舶通航信号所）の機能に支障を生じさせないよう適切に運用し、管理を行わなければならない。

当機器の保守点検を行う際や障害が発生した場合に、当機器を休止することは、船舶の事故につながる可能性があるため、休止時間を最小限とし、迅速かつ確実に保守点検及び障害対応を行う必要がある。当機器は上記業者固有のシステムを採用し製作・設置したものであることから、上記業者は不具合箇所の特定や故障原因の究明を迅速かつ確実に行うことができる業者である。また、上記業者以外に代理店等の契約による当機器の保守点検業者が存在していないことから、上記業者は本業務を確実に遂行できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

船舶動静・使用料管理・運航調整システム運用保守サポート業務委託

2 契約の相手方

三井E & S システム技研株式会社

3 随意契約理由

本業務は、現行の船舶動静・使用料管理・運航調整システムの運用保守業務を実施することにより、各システムの安定的かつ円滑な運用を達成・維持するものである。

当該システムは、船舶代理店などから、港湾 EDI または大阪港 EDI により電子申請を受け付け、船舶代理店などにインターネットを介して係留施設等の使用状況、大阪港入出港船舶のリアルタイム情報を提供しているため、システムに不具合や障害等が発生した場合、相当の混乱が生じることとなる。

また、係留施設等の使用許可申請の受付、当申請データに対するポートサービスの手配、船席決定、使用実績時間の登録、使用実績時間等に基づく料金計算、使用者に対しての納入通知書の発行という一連の手続きを行っている。そのため、いずれの事務も支障をきたすことのないよう、日常的な保守点検と、障害復旧等の迅速な対応を行うことにより、当該システムの安定的な稼動を維持することが必要不可欠である。

当該システムは、上記業者が開発・構築を行っており、既存ソフトウェアの修正・改良等に必須であるソースコードの公開をしていないため、上記業者が本業務を履行できる唯一の業者である。

よって、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）

随意契約理由書

1 案件名称

船舶動静情報信号施設機器保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

ミナモト通信株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪港大関門及び南港関門等に設置している船舶動静情報信号施設における各装置の定期的な保守点検及び障害発生時の修理を行うものである。

船舶動静情報信号施設とは、海上交通において船舶の運航を示す信号灯器の役割を果たすものであり、航路標識法における船舶通航信号所に該当している。航路標識法第3条では、「海上保安庁長官により許可を受けて設置した航路標識の所有者又は管理者は、当該航路標識の機能に支障が生じないように努めなければならない」と定められており、当信号施設は、本市が適切な運用、管理を行わなければならない。

当信号施設に障害が発生した場合は、船舶の事故が起こる可能性が高まり非常に危険となる。また、故障等が発生した場合には箇所の特定制や原因究明が必要であり、緊急性も求められるため、迅速かつ確実な復旧作業及び定期的な保守点検が必要である。

上記業者は、当信号施設の製造業者であるコイト電工株式会社より保守点検業務を移管されており、当信号施設の製造業者固有のシステムについて理解している。また、上記業者以外に代理店契約による保守点検業者が存在しないことから、本業務を確実にかつ適切に遂行できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

大阪港湾局船舶動静・施設使用料管理・運航調整システムの再構築支援業務委託

2 契約の相手方

クリアソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

船舶動静・使用料管理・運航調整システム（以下「本システム」という。）は、大阪港に出入港する船舶の動静情報を一元的に管理し、係留施設等の効率的な運用を図るとともに、使用料調定・収納管理業務を迅速かつ正確に執行するために不可欠なツールである。

今般、稼働開始より20年以上が経過しシステムの老朽化が懸念されること、業務内容の変化に合わせて機能の追加・削除を行っておりシステムが複雑化していることなどから、事業継続性の向上とシステムの効率的な運用を目的に本システムの再構築に現在取り組んでいる。

再構築を円滑に推進するため、最新の技術動向、市場動向及び導入事例等の情報等、情報システムに関する高度で専門的な知識を持った上記事業者から調達に係る的確な指摘等の支援や、総合評価方式一般競争入札において本市が行った提案書評価に対する助言や候補事業者へのヒアリング実施支援等を受けてきた。

次年度の開発工程においても、プロジェクトの工程・品質管理の支援やシステム開発事業者に対する指摘・指導等、引き続き再構築に係る支援の提供を受ける必要がある。

この支援業務は当年度に実施した支援業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合は責任の所在が不明確になるなど再構築プロジェクトに支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲国際船客上屋外3箇所昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム 関西支社
(製造 株式会社日立製作所)

3 随意契約理由

本点検業務委託は、咲洲国際船客上屋外3箇所に設置されている昇降機について、建築基準法第8条（建築設備の維持保全）の規定により、昇降機の機能を継続的に維持確保するために行うものである。

当該昇降機は、多くの市民が利用する昇降機であり、昇降機の閉じ込めトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが不可欠であるが、不具合等不測による重大な事態が生じた場合には、利用者の安全を守るために安全装置が作動して自動停止を行い、かご内で外部救出を待つこととなっている。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、当該昇降機を納入した株式会社日立製作所から事業譲渡を受けた保守点検業者である上記業者でなければ知り得ない技術情報等が必要である。また、昇降機の日々の安定作動には継続的なデータ収集と長期的な交換サイクルの立案が必要であると同時に、万一の緊急事故・故障時に即時的な部品交換を求められる設備であることから、請負業者は設備内容を熟知し、補修部品の手配、取替等が速やかに対応できることが必要である。

上記業者は、当該設備を納入した株式会社日立製作所から事業譲渡を受けて以降、現在に至るまで同設備の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っていることから、安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることが出来るとともに、故障部位特定後の部品手配や取替等が速やかに対応できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

随意契約理由書

1 案件名称

安治川11号上屋外5箇所電気設備保守点検その他業務委託

2 契約の相手方

株式会社東洋埠頭青果センター

3 随意契約理由

本保守点検業務対象施設の電気設備は、大阪市所有分・上記業者所有分・共用分が絡み合った自家用電気工作物となっている（安治川11、1号上屋、北港白津1、2号上屋の受変電設備は、本市と上記業者の共用設備、安治川2、12号上屋は、受変電設備が上記業者の所有設備で、本市所有の分電盤に送電している）。自家用電気工作物設置者は、電気事業法により技術基準維持義務、保安規程の作成及び遵守義務、電気主任技術者の選任義務などが定められている。

自家用電気工作物を設置するものは、自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安の監督をさせるために電気主任技術者を選任しなければならないが、北港白津1号上屋については本市自家用電気工作物保安規程の定めにより、契約電力の値から主任技術者の常駐が義務付けられている。また、安治川11号上屋については過去の波及事故により監督官庁から主任技術者を常駐させるよう指導を受けている。しかしながら、本市の総括主任技術者を配置することが出来ず、上記上屋に関しては使用許可の付帯条件にて上記業者が主任技術者を選任することとしている。

さらに、本業務対象施設には植物検疫のため防疫を行う、くん蒸処理特有の設備があり、点検・検査・調整等を実施するには、くん蒸処理設備を熟知している必要がある。本保守点検業務対象設備には、系統的に連結する上記業者の所有設備や本市との共同所有設備があり、分離して個々に点検を行うことは不可能なため、専門の技術者を配置している上記業者が設備全体を一括して点検することが効率的かつ的確に業務を遂行することが出来る。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港防潮扉集中監視設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、大阪港防潮扉の集中監視設備を正常かつ円滑に稼働する状態に保持するために行うものである。

当該集中監視設備は、水門や防潮扉の開閉状況を確認する装置であるとともに、台風時の高潮や地震による津波での災害が想定される非常時には、防潮扉管理者に対して閉鎖指令を行うための装置であり、防潮扉及び水門への「閉鎖、開放指令の伝達」、「その作業の確認」、並びに「防潮扉状態の把握」を行うため、現場に端末局を置き、監視局から無線により短時間に指令、確認、防潮扉状態などの情報を送受信し、集中監視を行う。

本集中監視設備は、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、上記業者がシステム設計、機器製作から据付工事に至るまでを一貫して行ったものである。

本設備のシステム、機器及び構成には製造者独自の技術が用いられており、その詳細について他社への情報提供ができないため、システム構築及び機器製作を行った上記業者でなければ、システム構成や各構成機器の詳細等が分からないため、上記業者が本業務の履行を行うことが出来る唯一の業者である。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港防潮扉遠隔制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本エレクトロニツクシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、大阪港防潮扉の遠隔制御を正常かつ円滑に稼働する状態に保持するために行うものである。

大阪港防潮扉遠隔制御設備は、地震による津波襲来に備えて、防潮扉（水門）を遠隔で操作する装置であり、非常時に港区三十間堀川水門（2門）と港区福崎水門（1門）を監視局から無線等により遠隔で開閉等する遠隔制御を行うものであり、情報通信機器等の保守・点検等については、令和元年8月7日に東芝インフラシステムズ株式会社から日本エレクトロニツクシステムズ株式会社に業務移管している。

本設備は、独自の技術を用いて製作されたものであり、その詳細について他社への情報提供ができないため、上記業者でなければ本業務の履行ができない。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

随 意 契 約 理 由 書

1 案 件 名 称

令和5年度 設計積算システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

東芝デジタルソリューションズ 株式会社

3 随意契約理由

本業務は令和5年度において設計積算システムの運用に必要な各種単価及び積算基準データの更新を行うとともに、システム機能を適切に維持し安定かつ円滑な稼働環境を保持するため、システム障害や端末機操作に関する不具合対応及び積算基準改定に伴うプログラムの改変を行うものである。

本システムは、平成20年度大阪港港湾情報システムに関する設計積算システム改良業務にて上記業者の製品を本市向けに改良し構築したものであり、ソースコード（プログラミング言語で記述されたテキスト等）の知的財産権は上記業者が所有しているため他者が本システムの運用保守に当たりプログラムの改変等を行うことは不可能であることから、上記業者が本業務を履行できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 工事台帳管理システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社インテック

(開発 T I S株式会社)

3 随意契約理由

本業務は工事台帳管理システムを円滑に運用するにあたり、システム機能を適切に維持し、安定かつ円滑な稼働環境を保持するために、動作の不具合解消、仕様変更による機能追加等の軽微なプログラム改修を行うものである。

本システムは、平成18年度にT I S株式会社によって、大阪市港湾局向けシステム開発されたものである。上記業者は、当該システムを構築したT I S株式会社から令和3年4月1日付け、事業譲渡を受けた保守点検業者であるとともに、事業譲渡を受けて以降、ソースコードの知的財産権は上記業者が所有しているため、他の業者が本システムの不具合解消や機能追加等のプログラム改修を行うことは不可能であることから、上記業者が本業務を履行できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者を相手方とする随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課（工務）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度夢咲トンネル維持管理業務委託

2 契約の相手方

阪神高速グループ連合体 代表者 阪神高速道路株式会社

3 随意契約理由

本業務の内容は、臨港交通施設である夢咲トンネル道路部（国有港湾施設）の交通監視・規制及び安全対策、並びに施設等の清掃・保守点検・補修等、施設の管理運営に係る業務である。

夢咲トンネルと大阪港咲洲トンネル（以下「両トンネル」という。）は、咲洲地区での地上区間を挟み、近距離で連結される同類施設であることから、両トンネルへの進入禁止や通行規制などの交通情報を正確に伝達し、事故や緊急時における対応を行う等の通行車両の安全確保を図るため、夢咲トンネル咲洲側換気所において両トンネルを一元的に監視制御する仕組みとなっている。

そのため、大阪港咲洲トンネルの指定管理者を公募する際に、夢咲トンネルの管理運営に係る業務委託契約を締結することを条件としており、指定管理予定者選定委員会及び市会の議決を経て、阪神高速グループ連合体を指定管理者として令和元年12月17日に新たに指定した。（指定管理期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日）

以上の理由により、本業務を含む指定管理期間における本施設の管理運営業務委託の契約相手方については、大阪港咲洲トンネルの指定管理者である上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 施設管理課

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪湾クルーズ貸切船運航（その1）

令和5年度大阪湾クルーズ貸切船運航（その2）

2 契約相手方

「（その1）（株）名門大洋フェリー」及び「（その2）阪九フェリー（株）」

3 随意契約理由

本事業は、大阪港及び堺泉北港に親しみ、フェリーの旅の魅力を知っていただく機会作りと内航フェリーの利用促進を目的として、各港に就航する大型フェリーを発注者の貸切船として運航する「大阪湾クルーズ」を実施するものである。

実施については、昨年度に引き続き、府市協働事業としてより多くの方々に大阪“みなと”及びフェリーの魅力を感じていただくため、大阪府下で大型フェリーが就航する3ヶ所のフェリーターミナル、さんふらわあターミナル（大阪）、大阪南港フェリーターミナル及び泉大津フェリーターミナルから、体験クルーズを実施することとした。

今般の実施にあたり、各船社に意向を伺ったところ、さんふらわあターミナル（大阪）を使用する「（株）フェリーさんふらわあ」、大阪南港フェリーターミナルを使用する「四国開発フェリー（株）」から別紙のとおり辞退の申し出があった。そのため、今回業務の受注可能である船社は、大阪南港フェリーターミナルを使用する「（株）名門大洋フェリー」と泉大津フェリーターミナルを使用する「阪九フェリー（株）」のみである。

以上の理由により、上記契約相手方との随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部事業戦略課

随意契約理由書

1. 業務名称

令和5年度 此花区夢洲中1丁目ほか 不動産嘱託登記等業務委託

2. 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3. 随意契約理由

本業務は、大阪市が埋立て管理する夢洲地区の土地における公有地の売却や貸付などに伴い、測量や分筆、不動産登記等の業務を外部に発注するものである。

業務対象範囲は約120ヘクタールと広大であり、その中でも、広範囲である夢洲第2期開発予定区域の分筆の工期が9月頃であるため、限られた期間内に迅速にかつ適正に業務を遂行する必要がある。

また、埋立地である夢洲についてはその性質上土地が変動しており、過去に当該法人に委託し実施した夢洲地区の不動産嘱託登記等業務で、夢洲の対象区域でも大幅に土地の変動が生じていたため、法務局から「地積変更登記」(災害、寄洲、海底隆起等の自然現象により土地の地積が増減した場合に申請する登記)を行うように指導を受ける等、既設座標値の修正対応などに関する法務局との折衝が生じたことから、今年度においても法務局との折衝等の対応が見込まれる。

本業務は、相当数の技術者が必要であり、夢洲地区が造成途上であることを踏まえ一貫性のある測量手法で法務局と円滑に折衝することができる業者しか行うことができない。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は177名、法人は8法人(令和5年4月時点)におよび、本市の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体であることから、当該契約相手方と随意契約を行うものである。

【参考:公共嘱託登記土地家屋調査士協会】

官公署(国又は国の行政機関、地方公共団体等)による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼び、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかなは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された協会である。

【参考:土地家屋調査士法】

第63条 調査士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第34条の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

第64条 協会は、前条第1項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第3条第1号並びに同条第2号及び第3号(同条第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

4. 根拠法令 : 地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

5. 担当部署 : 大阪港湾局営業推進室販売促進課